

検印押印及び清掃等業務仕様書

この仕様書は、契約担当者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）とが締結した検印押印、検査の補助及び清掃等業務に関する委託契約書（以下「契約書」という。）に基づき、乙が履行しなければならない業務について必要な事項を定める。

乙及び乙の従業員は、業務の実施に当たって契約書及びこの仕様書並びに関係法令を遵守して、庁舎等の衛生的な環境の確保に努めなければならない。

第1 基本事項

1 業務の対象となる施設の概要

(1) 大分県食肉衛生検査所

所在地 豊後大野市犬飼町田原1580-40

敷地面積 3,463.66㎡

建物の構造及び延面積 鉄筋コンクリート造り2階建等、838.77㎡

清掃延床面積 713.53㎡

(2) 株式会社大分県畜産公社 本館棟、病畜棟

所在地 豊後大野市犬飼町田原1580-29

建物の構造及び延面積 本館棟：鉄筋コンクリート造り4階建、11,083㎡

病畜棟：鉄筋コンクリート造り1階建、514㎡

清掃延床面積 本館棟：清掃延床面積：53.33㎡

病畜棟：清掃延床面積：21.30㎡

2 業務の基準

(1) 業務の実施に伴い適用を受ける次の法令に基づく基準等については、これを遵守し遺漏のないように努めること。

ア と畜場法

イ 食品衛生法

ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律

エ 労働安全衛生法

オ 水道法

カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

キ 牛海綿状脳症対策特別措置法

3 乙の監督責任

乙は、契約書に定めるもののほか次の責務を負う。

- (1) 委託業務を計画的に実施し、常に庁舎内外の環境維持に努めること。
- (2) 従業員の服装、規律及び風紀に責任を持ち、秩序ある職場保持に努めること。
- (3) 従業員の健康管理に責任をもち、法定伝染病・結核・その他食肉を汚染させるおそれのある疾患に罹患している者に業務をさせないこと。
- (4) 業務の実施に当たり、火災、盗難及び人身事故を起こさないように留意し、常に業務の安全を確保すること。
- (5) 事故の発生又は異常を認めた場合は、適切な措置を行うとともに監督員に報告すること。

4 業務の実施計画

乙は、次の計画書を策定し、甲に書面をもって提出すること。

- (1) 年間作業計画・・・4月10日まで
- (2) 月間作業計画・・・前月末日（4月に限り4月10日）まで

5 業務の報告及び連絡等

- (1) 乙は、日常的業務については、実施結果を業務の翌日（翌日が閉庁日のときは次の開庁日の日とする。）に業務日誌により甲に報告し、甲の承認を得ること。

なお、実施結果に関する指示事項については、速やかにこれを是正するとともに、甲の確認を得ること。

- (2) 乙は、日常的業務以外の業務については、業務実施前に実施計画書を甲に出し、甲の承認を得て実施するとともに、業務終了後は速やかに実施結果報告書を甲に提出し、甲の承認を得ること。

6 書類等の保存

- (1) 乙は、関係書類を契約終了後5年間保存すること。

7 費用の負担

- (1) 業務の実施のため必要とする資材・機器等は乙の負担とし、補充する衛生消耗品（トイレットペーパー、ペーパータオル、水石鹸、石鹸、シャンプー、リンス、ゴミ袋等）は甲の負担とする。
- (2) 甲が乙に無償で提供するものは、次のとおりとする。
 - ア 事務室、更衣室、休憩室及び資材倉庫の用に供する庁舎等の一部
 - イ 業務の実施に必要な電気、水道、ガス
 - ウ 検印押印に使用するインク・スタンプ台

8 留意事項

- (1) 業務に使用する用具及び資材等は常に整理整頓に努め、人体に有害な薬品等は十分な管理を行うこと。
- (2) 電気、水道及びガスの使用に当たっては、節約に努め効率的に使用すること。
- (3) 作業実施に当たっては甲の執務に支障のないよう行うこと。
- (4) 業務終了後、各室の施錠確認、消灯及び火気の始末に努めること。
- (5) 県が提供した事務室、更衣室等は、常に適正な管理を行うこと。
- (6) 業務に使用する資材・消耗品は、すべて品質良好のもの（J I Sマーク商品等）を用いること。
- (7) 業務を実施するに当たり、服装等に留意し、従事者であることを明確にすること。

第2 検印押印業務

検印押印業務は、以下の仕様をもって実施するものとする。

1 検印押印業務場所

株式会社大分県畜産公社本館棟

2 検印押印業務の概要

株式会社大分県畜産公社において、と畜場法並びに同法施行令に基づく検査に合格した枝肉に検印を押印する業務

3 実施要領

- (1) 業務の実施に当たっては、迅速、的確、衛生的に対処するものとする。
- (2) 検印は、と畜検査終了後直ちに枝肉に押印するものとする。
- (3) 検査場所での業務については、検査員が的確に検査ができるように対処するものとする。
- (4) 作業員の服装（甲が指定する白衣、合羽、作業服、長靴、ゴム手袋、毛髪落下防止キャップ、マスク、ヘルメット等）は、受託者が用意し着用するものとする。

4 危険の防止

作業場内は、動力による自動走行の機械が絶えず稼働しており、かつ、獣肉の脂肪により床面がすべり易くなっているため危険箇所での作業や歩行には上下、

左右の区別なく常に機械の動きに十分な注意を払い、みだりに器物に触れることのないよう留意すること。

5 検印押印業務の時間等

(1) 業務の時間

- ア 月～金曜日 10時30分～17時15分
- イ 5月6日(水)、8月11日(火)、9月23日(水)、
11月23日(月)
8時30分～17時15分の間の4時間

※アについて、月に数回残業有り。

(参考) 令和7年度(4月～2月)実績
4時間/月

※イの勤務時間等については、別途指示するものとする。

(2) 業務を必要としない日

- ア 土曜日・日曜日
- イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日((1)イを除く)
- ウ 年末年始(12月26日から翌年の1月3日まで)
- エ 株式会社大分県畜産公社の盆休み

第3 検査の補助業務

検査の補助業務は、以下の仕様をもって実施するものとする。

1 検査の補助業務場所

株式会社大分県畜産公社本館棟

2 検査の補助業務の概要

株式会社大分県畜産公社において、と畜場法並びに同法施行令に基づく解体の検査に係る補助を行う業務

3 実施要領

- (1) 業務の実施に当たっては、迅速、的確、衛生的に対処するものとする。
- (2) 検査員の指示に従い、検査結果を正確に記録する。
- (3) 検査場所での業務については、検査員が的確に検査ができるように対処するものとする。

- (4) 作業員の服装（甲が指定する白衣、合羽、作業服、長靴、ゴム手袋、毛髪落下防止キャップ、マスク、ヘルメット等）は、受託者が用意し着用するものとする。

4 危険の防止

「第2 検印押印業務」の4と同じ。

5 検査の補助業務の時間等

(1) 業務の時間

ア 月～金曜日 8時30分～17時15分

イ 5月6日(水)、8月11日(火)、9月23日(水)、
11月23日(月)

8時30分～17時15分の間の4時間

※アについて、月に数回残業有り。

(参考) 令和7年度(4月～2月)実績

2時間/月

※イの勤務時間等については、別途指示するものとする。

(2) 業務を必要としない日

ア 土曜日・日曜日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日（(1)イを除く）

ウ 年末年始（12月26日から翌年の1月3日まで）

エ 株式会社大分県畜産公社の盆休み

第4 清掃等業務

清掃等業務は、以下の仕様をもって実施するものとする。

1 清掃等業務の対象

庁舎内及びその構内並びに株式会社大分県畜産公社本館棟（生体検査室・解体検査室・検査員室）、病畜棟検査室（以下「庁舎内外」という。）とする。

2 清掃種別

(1) 日常清掃（日又は週を単位として定期的に行う業務のことをいい、概ね次のような業務をいう。）

ア 床の清掃・・・防塵、水拭き、拾い掃き

イ 床以外の清掃・・・防塵部分拭き、吸い殻ゴミ等処理、汚物処理、衛生陶器洗浄、浴槽の清掃、洗面台鏡拭き、衛生消耗品補充等

ウ その他・・・・・・・・・・白衣等の運搬及び洗濯・乾燥・たたみの補助等

(2) 定期清掃 (月又は年を単位として定期的に行う業務のことをいい、概ね次のような業務をいう。)

ア 床の清掃・・・・・・・・ワックス塗布、洗浄

イ 床以外の清掃・・・・扉・階段手摺等、窓・扉ガラス、エアコン、照明器具及び時計等の清掃、金具磨き、暗渠・排水溝等、衛生設備

ウ その他・・・・・・・・・・植栽の管理・散水・除草

3 各清掃の実施基準は別添「清掃作業実施基準表(食肉衛生検査所)」による。

4 実施要領

清掃業務実施にあたっては、検査所の業務に支障のないように十分注意して実施し、業務上での衛生及び火気の取締りを厳重に行う。

(1) じんあいを飛散させないこと。

(2) 清掃器具類を機械等にあてないこと。

(3) 引火性ガソリン、ベンジン等の油又は薬品は絶対に使用しないこと。

(4) 水、温湯の使用に当たっては、十分に注意し、機械その他に飛散させないこと。

(5) 庁舎内は常時土足厳禁を励行すること。

5 清掃等業務の時間等

(1) 業務の時間

ア 月～金曜日 8時30分～17時15分

イ 第1・第3土曜日 8時30分～12時30分

(主に白衣等の洗濯業務に従事。清掃は、便所・浴室のみ実施)

ウ 上記以外の土曜日 8時30分～11時30分

(閉庁のため白衣等の洗濯業務のみ実施)

(2) 業務を必要としない日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ウ 年末年始(12月26日から翌年の1月3日まで)

(3) 定期清掃は、甲乙協議の上、作業日時を決定する

第5 その他注意事項

4月1日（水）の業務時間については、下記のとおりとする。

- （1）検印押印業務：13時00分～17時15分
- （2）検査補助業務：13時00分～17時15分
- （3）清掃業務：実施しない

ただし、（1）（2）の業務開始時間までに落札決定が行われなかった場合は、別途指示するものとする。